

国民健康保険税納入通知書を送付

対象世帯には、令和8年度第1期分の国民健康保険税納入通知書を送付します。前年の所得が確定していないため、第1期分については前年度の国民健康保険税額を基に算定した金額となっています。なお、第2期以降の令和8年度国民健康保険税額については、7月にあらためてお知らせします。

▼対象世帯

令和7年度に引き続き、令和8年度も豊山町国民健康保険に加入している世帯

▼第1期分保険税額

令和7年度の国民健康保険税額の10分の1(令和7年度に途中加入した世帯は、1年間加入していたと想定した場合の年税額の10分の1)

▼納期限 6月1日(月)

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療

グループ ☎ 28・0917

後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率が改定されます。

保険料率は被保険者所得金額の状況や1人当たりの医療給付費の増減等を見込んで算定しています。

また、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、従来の保険

料(医療分)に加えて子ども・子育て支援金分の保険料を合算してご負担いただくこととなります。

令和8・9年度の保険料率は左表のとおりです。

後期高齢者医療保険料率の改定内容

令和6・7年度の保険料率など		令和8・9年度の保険料率など	
医療分 (医療費 などにあ てる分)	所得割率	11.13% (10.40%)※1	10.48%
	均等割額	53,438円	56,130円
	保険料限度額	800,000円 (730,000円)※2	850,000円
子ども分 (子ども・ 子育て支 援納付金 にあてる 分)	所得割率		0.25%
	均等割額		1,362円
	保険料限度額		21,000円

※1 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の令和6年度の所得割率については10.40%を適用し所得割額を算定する。
※2 令和6年度については令和6年度に新たに75歳に到達する方を除き、賦課限度額を73万円とする。

国民健康保険の税率の改定

本町では、特定健診・特定保健指導や疾病予防事業などにより医療費の適正化に取り組んでいます。しかしながら、加入者の高齢化などに伴い、1人当たりの医療費は毎年増加しており、国民健康保険財政は赤字補てんを余儀なくされるなど厳しい状況にあります。このため、令和8年度の保険税率等を左表のとおり改定します。

また、令和8年度より「子ども・子育て支援金分」が新設されます。「子ども・子育て支援金分」の所得割・平等割については国保加入者全員に課税され、均等割については18歳以上の方にのみ課税されます。ご加入の皆様が安心して医療のサービスを受けられるよう、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療
グループ ☎ 28・0917

国民健康保険税の改定内容

区分		令和7年度	令和8年度	比較
医療給付費分 (国保加入者全員に課税)	所得割	6.55%	7.02%	0.47%増
	均等割	27,300円	29,900円	2,600円増
	平等割	21,000円	20,900円	100円減
	賦課限度額	650,000円	660,000円	10,000円増
後期高齢者支援金分 (国保加入者全員に課税)	所得割	2.45%	2.56%	0.11%増
	均等割	9,900円	10,700円	800円増
	平等割	8,700円	8,000円	700円減
	賦課限度額	240,000円	260,000円	20,000円増
介護納付金分 (40歳から64歳までの方に課税)	所得割	2.25%	2.36%	0.11%増
	均等割	10,600円	11,600円	1,000円増
	平等割	7,000円	6,600円	400円減
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据え置き
子ども・子育て支援金分 (国保加入者全員に課税 ※均等割は18歳以上の 方にのみ課税)	所得割	—	0.29%	新設
	均等割	—	1,300円	新設
	平等割	—	700円	新設
	賦課限度額	—	30,000円	新設